

質疑書兼回答書

件名：茨木市立認定こども園給食調理業務委託

記

質問事項	回答
各食事の配膳・下膳時間をご教示いただけますでしょうか。	配膳時間：11時30分頃、 下膳時間：12時40分頃になります。 (3歳児基準) (園によって前後しています)
午後のおやつは手づくりでしょうか。その場合、月何回位になりますでしょうか。	手作りおやつの頻度は2～3回/週としています。献立表を、市ホームページに公開していますのでご参考ください。
提供方法ですが、食缶方式でしょうか。	食缶に入れてクラスに配膳します。
地産の食事を考えられていますか、どんな食材がありますか。	月に1回、茨木市産の野菜(キャベツ、たまねぎ、大根等)を用いた給食を提供しています。他、茨木市産のみそ(龍王みそ)を使用する月もあります。
従業員の駐輪場はございますでしょうか。	園の職員と共有の駐輪場を利用させていただく予定です。
イベントで給食施設使用の頻度(クリスマス会など)。年何回でしょうか。	行事会は定期的実施予定ですが、それに伴う行事食の配膳時間や作業内容等は普段と差はない予定です。また、保護者試食会を実施する日もあり、配膳時間や配膳場所が普段と異なることもあります。(保護者会は年に1～2回)
給食・おやつ・夜食の予定時間をご教示ください。	配膳開始の目安時間 昼食：11時30分頃、おやつ：15時頃、延長食：18時30分頃になります。

	(3歳児基準) (園によって前後しています)
仕様書-4. 給食の対象者及び調理日数並びに食数より、「台風等による警報発令時も、保育の実施にともない給食を実施する場合がある」と記載がありますが、園児の登園がない場合は実施がないという認識でよろしいでしょうか。	台風時の給食室の対応については、園及び課が協議した内容で随時対応していただきます。そのため、園児の登園がない場合であっても給食を実施する可能性があります。
仕様書-7. 調理従事者及び責任者より、「(5)以外の調理従事者のうち、1人以上は調理師又は栄養士の有資格者であること」と記載がありますが、有資格者であれば非常勤雇用でも良いのでしょうか。	非常勤雇用でも可ですが、責任者・副責任者いずれかの任につかせる場合は、園とのやり取りが円滑に行われるような業務体制を確保するようにお願いいたします。
仕様書-7. 調理従事者及び責任者より、「(5)の人数に加えて1人は、受託者が常勤的に雇用しているものとする」と記載がありますが、常勤雇用であれば無資格者でも良いのでしょうか。	無資格者でも可です。